

こども誰でも通園制度に係る都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
(ひょうご子ども・子育て未来プラン) の代用計画

都道府県名

兵庫県

(特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について)

- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努める。
- 併せて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図る。

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について)

- 乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携・接続に関する取組事例やノウハウの収集・提供に努めるなど、市町の連携・接続に向けた取組を支援する。